

令和2年第6回富山県教育委員会議事日程

4月23日（木）午後3時30分

県民会館701号室

1 会議録の承認について

令和2年3月10日開催の令和2年第3回富山県教育委員会会議録の承認について

令和2年3月18日開催の令和2年第4回富山県教育委員会会議録の承認について

令和2年3月27日開催の令和2年第5回富山県教育委員会会議録の承認について

2 報告事項

(1) 臨時代理について（令和2年4月富山県議会臨時会に付議する事案に対する意見に関する件）

(2) 令和2年度富山県公立学校新規採用教員配置状況について

(3) 公立幼稚園の廃止について

(4) 第2期元気とやまスポーツプランについて

(5) 新型コロナウイルス感染症対策について

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

議案第28号 令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択に係る諮問事項の件

5 報告事項

(6) 臨時代理について（令和2年度富山県教科用図書選定審議会委員任命の件）

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和2年4月23日 提出

富山県教育委員会
教育長 伍嶋 二美男

記

令和2年4月富山県議会臨時会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和2年4月富山県議会臨時会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和2年4月22日

富山県教育委員会
教育長 伍嶋 二美男

財 第 3 号
令和 2 年 4 月 22 日

富山県教育委員会
教育長 伍嶋 二美男 殿

富山県知事 石 井 隆



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 2 年 4 月富山県議会臨時会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 2 年度富山県一般会計補正予算（第 2 号）

令和2年度4月補正予算(案)総括表

教育委員会

1 一般会計

単位：千円

区 分	既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)	
教育総務費	事業費	2,194,593	54,254	2,248,847	3.3%	2.5%
	給与費	888,940	0	888,940		
	計	3,083,533	54,254	3,137,787		
小学校費	事業費	216,580	0	216,580	34.3%	-
	給与費	32,044,028	0	32,044,028		
	計	32,260,608	0	32,260,608		
中学校費	事業費	188,224	0	188,224	20.2%	-
	給与費	18,826,615	0	18,826,615		
	計	19,014,839	0	19,014,839		
高等学校費	事業費	7,089,551	89,712	7,179,263	29.9%	1.3%
	給与費	20,934,025	0	20,934,025		
	計	28,023,576	89,712	28,113,288		
特別支援 学校費	事業費	958,161	16,000	974,161	10.4%	1.7%
	給与費	8,791,363	0	8,791,363		
	計	9,749,524	16,000	9,765,524		
社会教育費	事業費	745,908	0	745,908	1.4%	0.0%
	給与費	561,811	0	561,811		
	計	1,307,719	0	1,307,719		
保健体育費	事業費	352,071	25,000	377,071	0.5%	7.1%
	給与費	133,857	0	133,857		
	計	485,928	25,000	510,928		
合 計	事業費	11,745,088	184,966	11,930,054	100.0%	1.6%
	給与費	82,180,639	0	82,180,639		
	計	93,925,727	184,966	94,110,693		

令和2年度4月補正予算 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
教職員課	少人数教育推進事業費	4,730	補 4,730			夏休み等に補習を行うための学習指導員等の追加配置
	中1学級支援事業費	270	補 270			夏休み等に補習を行うための中1学級支援講師の追加配置
県立学校課	県立教育指導研究推進事業	49,000	補 37,500	地 11,500		遠隔授業実施のための環境整備や特別支援学校の小中等部の生徒用タブレット端末1人1台配備
	国際理解教育推進事業費	254	補 254			修学旅行中止に伴うキャンセル料等の保護者負担の軽減
	特別支援学校通学運営費	16,000	補 16,000			感染症拡大防止対策のための特別支援学校通学バスの増便
	公立高等学校奨学のための給付金事業費	89,712	負 29,904 補 59,808			家計が急変した世帯への授業料以外の教育費等の負担軽減
保健体育課	学校保健管理指導費	25,000	補 25,000			全県立学校において消毒液などの保健衛生用品を購入
事業費計		184,966	173,466	11,500		

※注) 補:補助金 負:負担金 地:地方債

令和2年度 新規採用教員 採用状況(配置別人数)

令和2年4月23日

教 職 員 課

性別		男 性	女 性	合 計	備 考
校種					
小 学 校	R2	63 (6)	102 (5)	165 (11)	社会人経験A 2 教職経験9
	H31	64 (1)	90 (6)	154 (7)	社会人経験1 教職経験6
中 学 校	R2	43 (9)	39 (5)	82 (14)	社会人経験A 5 教職経験4 特定資格2 スポーツ実績3
	H31	47 (1)	34 (1)	81 (2)	社会人経験1 スポーツ実績1
高 等 学 校	R2	14 (7)	16 (4)	30 (11)	社会人経験A 4 社会人経験B 1 教職経験2 特定資格2 スポーツ実績2
	H31	15 (2)	12 (3)	27 (5)	社会人経験3 特定資格2
特別支援学校	R2	28 (3)	19 (1)	47 (4)	社会人経験A2 教職経験1 特定資格1
	H31	13 (2)	25 (0)	38 (2)	教職経験1 スポーツ実績1
合 計	R2	148 (25)	176 (15)	324 (40)	社会人経験A 13 社会人経験B 1 教職経験16 特定資格5 スポーツ実績5
	H31	139 (6)	161 (10)	300 (16)	社会人経験5 教職経験7 特定資格2 スポーツ実績2

() は特別選考による採用者数(内数)

令和2年4月23日
小 中 学 校 課

公立幼稚園の廃止について

1 砺波市

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学 校 名	位 置	廃止年月日
砺波市立中野幼稚園	砺波市中野243	令和2年3月31日
砺波市立梅檀野幼稚園	砺波市宮森新159	令和2年3月31日

(2) 廃止の理由

砺波市公共施設再編計画に基づき、他の市立認定こども園及び市立幼稚園に機能を移し、閉園するため

(3) 園児の処置

他の市立認定こども園または市立幼稚園で受入れ

第2期元気とやまスポーツプランについて

1 策定年度

2020年度（※現行プランの計画期間 平成24年度から平成33年度）

2 策定の背景

- 運動・スポーツ習慣が定着している県民の割合が国の平均を下回っている。
- 計画に掲げる目標に達していない施策等、課題が多い。
- 国の「第2期スポーツ基本計画」や県の「新総合計画」との整合性を図る必要がある。

3 第2期元気とやまスポーツプランの目標

- 目指す姿「スポーツで創る、笑顔・ひと・未来・元気とやま」
- 目 標「スポーツで輝く社会の実現
— スポーツを楽しむ、健康で活力ある社会の実現 —」

4 主な改定点

- 4つの基本施策に地域活性化を加えた5つの施策

現プラン	1 県民がスポーツに親しむことができる環境の充実 2 たくましい子供の育成と学校体育・スポーツの充実 3 全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成と強化 4 スポーツを支える人材の養成と活用
新プラン	1 県民がスポーツに親しむことができる環境の充実 2 たくましい子供の育成と学校体育・スポーツの充実 3 全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成 4 スポーツを支える人材の養成と活用 5 スポーツを通じた地域の活性化

- 武道館機能を有する多目的施設の整備や活用
- 障害者スポーツについて明確化

5 策定スケジュール

- ・平成31年2月20日 スポーツ推進審議会に諮問（県、県教育委員会より）
- ・令和元年7月11日 スポーツ推進審議会にて基本骨子の検討
- ・令和元年11月14日 スポーツ推進審議会にて素案の検討
- ・令和2年1月～2月 パブリックコメントの実施
- ・令和2年3月16日 スポーツ推進審議会にて答申
- ・令和2年4月23日 教育委員会で報告

新型コロナ感染症対策について

令和2年4月23日
保健体育課

○国内で感染症患者が多発

☆臨時休校の措置

R2. 2. 27 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校等への対応について

↓ (県教育長通知)

R2. 2. 28 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校等への実施について

(県教育長通知)

☆学校再開

R2. 3. 19 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス対策専門家会議)において新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン策定

↓

R2. 3. 24 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動再開等について(元文科初第1780号文部科学事務次官通知)

↓

R2. 3. 24 学校等における教育活動の再開等について(県教育長通知)

○東京都や大阪府など「感染拡大警戒地域」のおそれのある地域が発現

※本県は、「感染拡大警戒地域」ではないことから、再開方針を変更せず

R2. 4. 1 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン改訂(新型コロナウイルス対策専門家会議)

↓

R2. 4. 1 「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休校の実施に関するガイドライン」の改訂について(2文科初第3号文部科学事務次官通知)

↓

R2. 4. 3 県立学校における教育活動の再開及び再開後の対応について
(県教育長通知)

☆臨時休校

※政府の「緊急事態宣言」を踏まえ、生徒の安全と健康を最優先に方針変更

R2.4.7 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県立学校における臨時休校の実施について（知事記者会見）

↓

R2.4.7 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県立学校における臨時休校の実施について（県教育長通知：別紙1）

○全都道府県に緊急事態宣言が発令

☆臨時休校の延長

R2.4.17 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県立学校における臨時休校の延長について（知事記者会見）

↓

R2.4.17 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県立学校における臨時休校の延長について（県教育長通知：別紙2）

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
県立学校における臨時休校の延長について(通知)

昨日、国において、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。

今後、県内における感染拡大が懸念されることから、児童生徒等の安全と健康の確保を図るため、次のとおり県立学校の休校措置の延長を行うことといたしますので、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、臨時休校の趣旨に鑑み、児童生徒等における不要不急の外出は厳に慎むことについて各学校で指導されるよう併せてお願いします。

1 県立学校の取扱い<県立高校及び特別支援学校における共通の取扱い>

- ① 臨時休校を5月6日(水)まで延長する。
- ② 臨時登校等については原則行わないものとし、やむを得ない事情があると認める場合は、3つの密(密閉、密集、密接)が同時に重なることを徹底的に回避する対策を実施したうえで行う。
- ③ 自宅待機が長期化する中、児童生徒等においては、学習に著しい遅れが生じることがないよう児童生徒等には計画的かつ適切な家庭学習を課すとともに、適度な運動に心がけるよう指導する。また、学習面、感染症等に対する不安やストレスに関する相談体制を構築するものとする。
- ④ 部活動については、引き続き原則休止の取扱いとする。

2 特別支援学校における独自の取扱い

- ① 家庭等や放課後等デイサービス事業所、支援関係機関と連携協力して、引き続き児童生徒等の居場所の確保に努めるものとする。
- ② 家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、学校において自主学習することも可能とする。
- ③ 通学バスを運行している学校においては、送迎が困難な家庭等もあることから、状況に応じて臨時休校期間中も引き続き、運行することとする。
- ④ 給食の提供や寄宿舎の利用は行わないものとする。

3 その他

臨時休校の取扱いについては、今後の県内における感染状況や全国の状況等を踏まえて、変更することもあり得ることを念頭において感染症の拡大防止対策に万全を期すものとする。

事務担当

県立学校課 TEL : 076-444-3450

保健体育課 TEL : 076-444-3445

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
県立学校における臨時休校の実施について(通知)

昨日、国において改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を本日にも発令する方針が表明されたことを踏まえ、本県については国の臨時休業の実施に関するガイドラインにおいて、感染者数が一定程度の増加幅に収まる「感染確認地域」であるものの、今後、県内における感染拡大も懸念されることから、次のとおり休校措置を行うこととしましたので、適切に対応をお願いします。

1 県立学校の取扱い<県立高校及び特別支援学校における共通の取扱い>

- ① 入学式翌日から2週間の臨時休校とする。
- ② 入学式については実施する。ただし、クラスターの発生条件である3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策を行う。
- ③ 始業式については実施せず、各教室において必要な連絡事項のみ伝達する。
- ④ 臨時休校期間中は、補習等も含め生徒の登校について各学校長の判断で実施してよいものとするが、3つの密が同時に重なることを徹底的に回避する対策を行う。
- ⑤ 部活動については、原則として去る3月における臨時休校期間中と同様の取扱いとする。ただし、特別の事情がある場合には、保健体育課等の関係課と協議のうえ行うものとする。

2 特別支援学校における独自の取扱い

- ① 家庭等や放課後等デイサービス事業所、支援関係機関と連携協力して、児童生徒等の居場所の確保に努めることとする。
- ② 家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、学校において自主学習することも可能とする。
- ③ 通学バスを運行している学校においては、送迎が困難な家庭等もあることから、状況に応じて臨時休校期間中も引き続き、運行することとする。
- ④ 休校に伴い、4月9日（木）以降の給食の提供や寄宿舎の利用は行わないものとする。

3 その他

臨時休校の取扱いについては、今後の県内における感染状況や全国の状況等を踏まえて、変更することもあり得ることを念頭において感染症の拡大防止対策に万全を期すものとする。

事務担当

県立学校課 TEL：076-444-3450

保健体育課 TEL：076-444-3445

今後の教育委員会等の日程について

○ 令和2年5月18日(月) 13:00 予定